



長野県報

12月12日(月)
平成17年
(2005年)
第1719号

目 次

告 示

信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課）	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
土地収用法に基づく事業の認定（建築管理課土地・景観室）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	3

公 告

平成17年度長野県工科短期大学校第3回専門課程（セミナー）の受講者の募集（雇用・人財育成課）	3
平成17年度の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集（雇用・人財育成課）	4
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止（事業課）	4
一般競争入札（高校教育課）	4

告 示

長野県告示第522号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成17年12月12日

長野県知事 田中康夫

小県郡丸子町大字生田字馬場2150-1

ビジネス誘発課

長野県告示第523号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所、村役場に備え置きます。

平成17年12月12日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
大畠 (追加)	昭和46年3月25日長野県告示 第151号で指定した大畠急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号から4号までを順次結んだ線、標柱2号と右に掲げる地番の土地に存する標柱11号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と昭和46年3月25日長野県告示 第151号で指定した大畠急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号を結んだ線に閉まれた区域	下伊那郡 根羽村			2158番1 2157番6	11号から13号まで 14号

松島	右に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から11号までを順次結んだ線及び 標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた 区域	飯田市	南信濃和田		857番 " 822番 " 2546番 " 2533番 " 2531番 " 2531番 " 826番 " 836番 " 840番	1号 2号 3号及び4号 5号 6号 7号及び8号 9号 10号 11号
----	--	-----	-------	--	--	--

砂防課

長野県告示第524号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成17年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

「(仮称) 柳原総合市民センター」建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市大字小島字岡田堰南及び字三ツ家沖地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

「(仮称) 柳原総合市民センター」建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事務の用に供する施設に関するものである。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

(7) 現状及び問題点

現在の柳原支所（以下「支所」という。）及び柳原公民館（以下「公民館」という。）の建物は、昭和54年3月に設置されたもので、1階に支所、2階に公民館が配置された合同庁舎であり、地域住民のコミュニティ形成の中心的施設として利用されてきた。

しかし、行政サービスの向上や生涯学習機会の拡大に対する地域住民からの要望が強くなるなかで、次のような問題が生じている。

a 支所

事務室は、年々多様化し、複雑化する事務手続や増加するOA機器に対応するには狭いものとなっている。また、独自の会議室がないことから、会議を行う場合には、

公民館施設を借りなければならぬため、その調整に苦慮している。

b 公民館

社会教育活動の活発化により、年々、利用者は増加しているが、会議室が極めて狭く、各種学級、定期講座、サークル活動等に対する利用希望のすべてに対応できない状況である。

c 駐車場

支所及び公民館の駐車場は、隣接する柳原児童センターとの共用ということもあり、狭く不足している。また、このことにより、支所及び公民館自体の利用を避けるという状況も生じている。

d その他

柳原地域及びその周辺においては、芸術文化の発表の場となる公共施設がなく、地域住民の生涯学習意欲の低下及び文化活動の抑制を招く状況になっている。

(1) 本件事業の施行による効果

本件事業は、支所及び公民館を移転し、新たに一体の施設として建設するものであり、本件事業の遂行により、次のような効果が期待できる。

a 支所

事務室の拡充、会議室、手続きロビー等の設置により、職員の執務環境及び行政サービスの向上を図ることができる。

b 公民館

教室（会議室）の数を増やすとともに、教室（会議室）を各種用途に対応できる面積及び形態とすることにより、公民館の利用促進を図ることができる。また、文化ホール、リハーサル室等を設置することにより、音楽を中心とした芸術文化の発表の場を提供することができる。

c 駐車場

必要な広さの駐車場を整備することにより、来場者の利便性の向上を図ることができる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、周辺に民家が少なく、田、畠及び道路に囲まれた場所であることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優

越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本体事業を早期に施行する必要性

現在の支所及び公民館は、会議室が狭く、その数も不足していること、また、駐車場も不足していることから、支所及び公民館の建て替え並びに駐車場の拡張について、地域住民から多くの要望が出されており、早期の対応が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地及び収用の範囲については、支所及び公民館の建設並びに駐車場、緑地等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所

建築管理課土地・景観室

選挙管理委員会

長野県北安曇地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年12月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年12月12日

長野県北安曇地方事務所長 廣田功夫

売りさばき人の名称	住 所
株式会社 松直呂服店	大町市大字大町4145番地

会計課

長野県長野地方事務所告示第14号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成17年12月1日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年12月12日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の 氏名	住 所	売りさばき場所
服部 義忠	長野市稻里町中央3 丁目7-15	長野市稻里町中央3 丁目7-15 小泉行政書士事務所

会計課

選告示第69号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

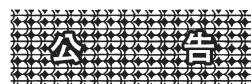
平成17年12月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「小県郡長門町大字古町2857」を「小県郡長門町古町2857」に、「木曾郡木曾福島町6613-4」を「木曾郡木曾町福島6613-4」に、「安曇野市小倉6086-2」を「安曇野市三郷小倉6086-2」に、「飯綱行政組合飯綱病院 上水内郡牟礼村大字牟礼2220」を「飯綱町立飯綱病院 上水内郡飯綱町大字牟礼2220」に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中「木曾郡三岳村10039」を「木曾郡木曾町三岳10039」に、「安曇野市高家5285-11」を「安曇野市豊科高家5285-11」に、「上水内郡牟礼村大字牟礼字城山2227」を「上水内郡飯綱町大字牟礼2227」に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中「小県郡長門町大字古町3365-5」を「小県郡長門町古町3365-5」に、「木曾郡木曾福島町6613-4」を「木曾郡木曾町福島6613-4」に改める。

選挙管理委員会



公告

平成17年度長野県工科短期大学校第3回専門課程（セミナー）の受講者を次のとおり募集します。

平成17年12月12日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程（コース）名	期 間	募集人員
長野県工科 短期大学校 上田市大字 下之郷813-8	シーケンサによるメカニズム制御	平成18年 1月10日（火） 1月11日（水） 1月12日（木） の3日間	10人

2 受講対象者

シーケンサによるメカニズム制御の基礎を習得したい者で、入社1年又は2年程度の技術者

3 受講手続

(1) 提出書類

受講申込書（長野県工科短期大学校所定の用紙によります。）

(2) 受付場所

上田市大字下之郷813-8（郵便番号 386-1211）

長野県工科短期大学校 事務局

(3) 受付期間

平成17年12月16日（金）から12月26日（月）まで

4 受講料

4,800円